



国家公務員の採用は、公開平等の採用試験によることを原則とし、その他に選考による採用も行っています。公務組織を支える多様で有為な人材を確保するため、採用試験の見直しや適切・公正な実施、民間企業等での多様な経験や高度な専門性を有する人材のより一層の公務への誘致・確保、人材確保に係る情報発信等の充実に取り組んでいます。

## 採用試験

### 総合職試験

政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の採用試験

- ▶ 院卒者試験
- ▶ 大卒程度試験
- ▶ 【秋試験】教養区分(大卒程度)

### 一般職試験

政策の実行やフォローアップなどに関する事務をその職務とする係員の採用試験

- ▶ 大卒程度試験
- ▶ 高卒者試験
- ▶ 社会人試験(係員級)

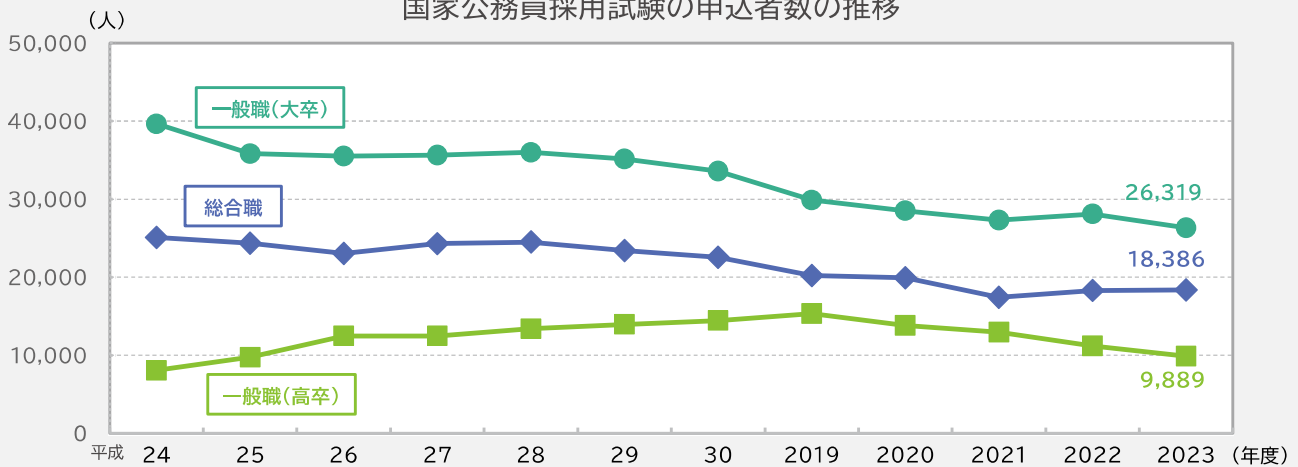
### 専門職試験

特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする係員の採用試験

### 経験者採用試験

民間企業における実務の経験等を有する者を係長以上の官職に採用するための採用試験

国家公務員採用試験の申込者数の推移



## 2023年度 採用試験実施結果

試験の種類	申込者数	合格者数
総合職	18,386人 (7,573人)	2,450人 (821人)
一般職(大卒)	26,319人 (10,910人)	8,269人 (3,336人)
一般職(高卒)	9,889人 (3,688人)	3,407人 (1,289人)
その他	45,455人 (15,924人)	10,173人 (3,799人)

(注) ( )内は、女性を内数で示す。

経験者採用試験の実施結果 (左表「その他」の内数)		
試験名	申込者数	最終合格者数
経験者採用試験(係長級(事務))	569(180)	41(15)
総務省経験者採用試験(係長級(技術))	39(5)	7(1)
外務省経験者採用試験(書記官級)	178(81)	18(9)
国税庁経験者採用試験(国税調査官級)	644(127)	63(14)
農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))	27(5)	1(0)
国土交通省経験者採用試験(係長級(事務))	70(14)	4(0)
国土交通省経験者採用試験(係長級(技術)) (本省区分)	20(3)	1(0)
国土交通省経験者採用試験(係長級(技術)) (地方整備局・北海道開発局区分)	24(3)	4(1)
観光庁経験者採用試験(係長級(事務))	94(36)	2(1)
気象庁経験者採用試験(係長級(技術))	34(5)	11(3)



## 最近の採用試験の改革

民間企業等との激しい人材獲得競争の下、公務に優秀な人材を確保することは最重要課題の一つであり、その一環として採用試験制度の改革に取り組んでいます。

令和6年以降の試験実施に向けて措置した主な施策は以下のとおりです。

### ■ 総合職春試験の実施時期の前倒し

民間企業の内々定解禁日(6月1日)を踏まえ、各府省の官庁訪問を早期に行うことができるよう試験実施時期を前倒し、令和6年の第1次試験を3月17日(5月28日最終合格者発表)に実施するよう措置しました

### ■ 幅広い専門分野の人材が受験しやすい総合職試験の実現

人文科学専攻者が自身の専門分野の科目を選択できるよう、令和6年の試験から、総合職試験(院卒者試験)「行政区分」に人文系コースを創設し、総合職試験(大卒程度試験)「政治・国際区分」を「政治・国際・人文区分」に改編しました

### ■ 基礎能力試験の見直し

令和6年の試験から、春の総合職試験と一般職試験、専門職試験(いずれも大卒程度試験)については知識分野の出題を13題から時事問題が中心の6題に変更するなど、現行より受験しやすくなるよう措置しました

上記のほか、令和4年の公務員人事管理に関する報告で表明した「一般職試験(大卒程度試験)における専門試験を課さない新区分の創設」等についても、引き続き検討を進めていきます。

また、幅広い府省において、民間人材等を政策の実行やフォローアップなどに関する事務等を担う係長級の職員として採用する試験の創設など、経験者採用試験の間口の拡大に向けた検討に取り組んでいます。

## 任期付採用

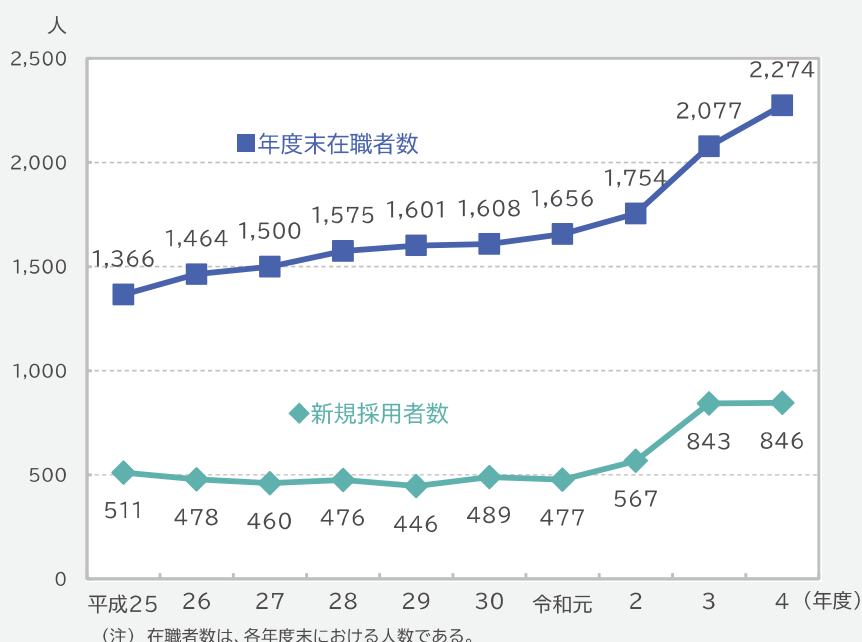
公務に有用な専門的な知識経験等を有する民間人材を、5年の範囲内で任期を定めて採用しています。

### 【採用の例】

弁護士、公認会計士、その他の専門家  
(高度デジタル人材、金融の専門家など)

### 最近の見直し


- ▶ 令和3年11月に、本府省の課長補佐級以下への一般任期付職員の採用手続を基準化しました
- ▶ 令和4年7月には、高度デジタル人材に係る特定任期付職員としての採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について、一定の要件を満たす場合には人事院に協議することなく各府省限りで採用できることとしました





# 官 民 人 事 交 流

官民人事交流は、国の機関と民間企業との間の人事交流を通じて、人材の育成、組織運営の活性化等を図るもので、公正性、透明性を確保しつつ実施しています。




**国の行政機関**

- ▶ 府省等  
(本府省、地方支分部局)
- ▶ 行政執行人

**交流派遣**

民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるもの

**身 分:** 派遣先企業の従業員(国家公務員としての身分も保有)  
**期 間:** 原則3年以内(最長5年)  
**服 務 等:** 派遣前に在職していた府省等に対する許認可申請等の業務や国家公務員としての地位等に係る影響力利用行為の禁止  
**給 与:** 派遣先が支給(府省等からは支給せず)



**民間企業等**

- ▶ 株式会社
- ▶ 相互会社
- ▶ 信用金庫
- ▶ 一般社団法人
- ▶ 一般財団法人
- ▶ NPO法人 等

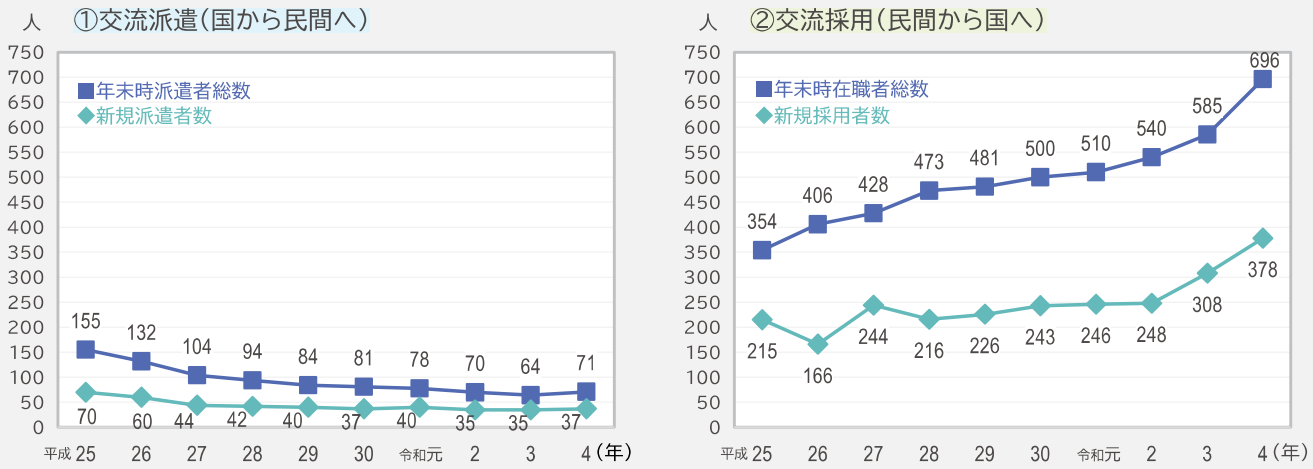
**交流採用**

府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるもの

**最近の見直し**

- ▶ 同一の民間企業から所管関係のある同一部局(局単位)に連続3回までとしていた制限について、「局」単位を「課」単位とするなどの見直しを行いました(令和5年1月施行)
- ▶ 各府省の負担を軽減し、手続の迅速化を図るための審査事務の合理化を実施しました(令和5年1月施行)

交流派遣、交流採用の実施状況の推移(暦年別)



(注)「年末時派遣者総数」及び「年末時在職者総数」は、各年12月31日現在。

## 民 間 人 材 の 採 用 ・ 活 躍 の た め の 給 与 制 度

民間人材を採用する場合には柔軟な給与決定を行うことができます。

- ▶ 民間企業等での在職期間を国家公務員として勤務した期間と同等に評価することや、前職の給与等を考慮することが可能です。
- ▶ 特定任期付職員には特別の俸給表を適用し、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、事務次官と同額の俸給月額まで支給が可能です。  
また、特に高い業績を挙げた特定任期付職員には、業績手当を支給することができます。

## そ の 他 の 取 組

- ▶ 「民間人材採用サポートデスク」([✉minkan-supportdesk-hsym@jinji.go.jp](mailto:minkan-supportdesk-hsym@jinji.go.jp))では、各府省の相談や照会にワンストップで対応しています。
- ▶ 人事院ホームページ中の「民間人材の採用・企業との人事交流」では、民間人材に関する制度の紹介(制度別の任用・給与等の取扱い等)、人事院が最近行った取組の概要を掲載しています。



▲人事院HP  
「民間人材の採用・企業との人事交流」



## 人材確保のための活動

各府省と協力し、府省合同イベントを企画・実施するとともに、企業合同説明会の場を活用するなどして、学生等や転職を考える社会人の方々に向けて国家公務員の仕事や各府省の業務の概要・魅力などを伝えています。  
 また、人事院ホームページ「採用情報NAVI」や各種SNS等を運用し、イベント情報のほか、試験情報・採用情報などを随時発信しています。



▲人事院HP「採用情報NAVI」



▲X公式アカウント



▲YouTube公式アカウント



▲Instagram公式アカウント



▲Threads公式アカウント



▲オンライン形式の府省合同業務説明会。アーカイブも公開。(WEB公務研究セミナー)



▲異なる府省の若手職員がペアとなり経験談を語るイベント(公務研究スタートダッシュ)

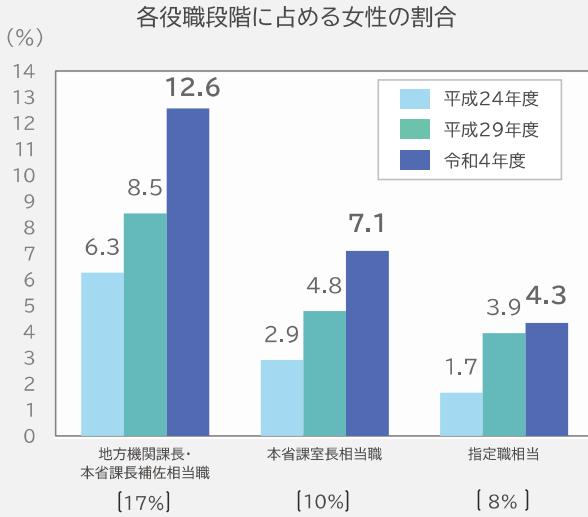
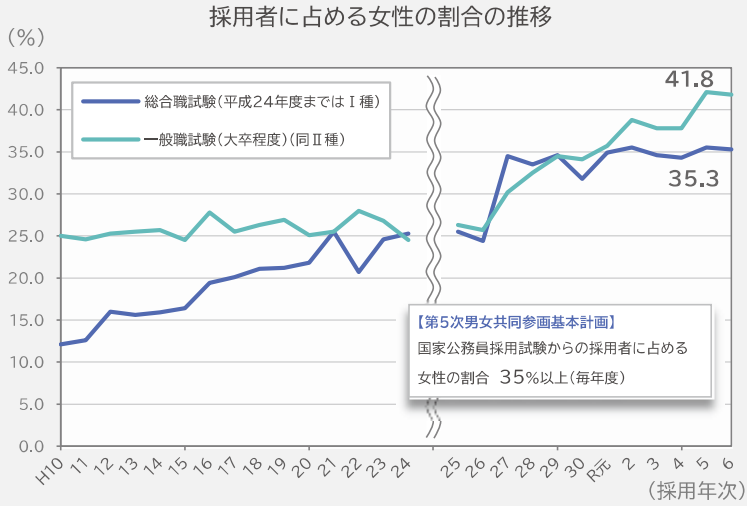


▲職場訪問型府省合同イベント。仕事見学・体験や職員との懇談など、各府省が様々なプログラムを実施。(国家公務員OPENゼミ1Day職場訪問・仕事体験(左は夏に行った理系学生限定イベント・右は秋に行った文理対象イベント))



## 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性の活躍推進は、人事行政における重要な課題の一つです。女子学生等を対象とした各種業務説明会の開催や女性職員の登用に向けた研修などに取り組んでいます。



(注) 令和6年度総合職試験は令和5年10月1日現在、一般職試験(大卒程度)は令和5年10月31日現在の採用内定者数に占める割合である。

(注1) 括弧内は第5次男女共同参画基本計画に定める令和7年度末までの成果目標。  
 (注2) 地方機関課長・本省課長補佐相当職及び本省課室長相当職については行(一)のみ。